



# 個別注記表

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

株式会社EDIONクロスベンチャーズ

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～19年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額分を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、商品・製品の販売、システム開発・機器設置・設備工事及びサービスの提供を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

#### ① 商品・製品

商品・製品の販売を収益の源泉とする取引には、サーバーやネットワーク機器等のハードウェアまたはソフトウェアの販売が含まれております。このような取引は、ハードウェア・ソフトウェア等の商品・製品の顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

#### ② システム開発・機器設置・設備工事

システム開発・機器設置・設備工事の提供を収益の源泉とする取引には、請負契約又は準委任契約による取引が含まれております。

請負契約による取引は、一定の機能を有する成果物の提供であり、原則として1つのプロジェクトを顧客との間で、対価、納品日及び入金条件等についての事前の取り決めがあるいくつかの履行義務に分け、当該履行義務ごとに契約を締結しております。これらの多くは完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものに該当し、顧客が検収した時点で契約により合意された仕様に従っていることが確かめられ、完全に履行義務が充足されることから、当該検収時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

#### ③ サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、SE サービス及び保守取引、その他の役務を提供する取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」及び「保険配当金」は、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「営業外収益」の「助成金収入」は4,634千円、「保険配当金」は1,889千円であります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数（株式の種類ごと）

普通株式	60,000 株
------	----------

4. 資産除去債務に関する注記

①当該資産除去債務の概要

事務所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

入居見込み期間を2年～10年と見積り、割引率は0.000～1.250%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,868千円
賃貸借契約の締結に伴う増加額	13,689千円
時の経過による調整額	75千円
期末残高	43,633千円